# 国境を越える人々、 制度に潜む人々

## 法制度研究の彼方に

ダマン海海上、ミャンマー領コー る。ここはマレー半島西海岸アン 船が船頭ひとりに操られて往来す メートル、幅約二メートルの尾長 ジン音をあげながら、全長約一〇 つ止まるかしれない頼りないエン い丘の影が連なって見える。い 碧空に水平線が滲む向こうに小

悩を披瀝する。 行錯誤、そして研究者倫理上の苦 船に揺られるがごとくの筆者の試 越える方向性を模索したい。尾長 究が内包する限界を示し、それを 民という事象に対して、法制度研 タイへ流入する人々を事例に、 移

#### 国の境界、 法制度の境界

要因、社会政治的要因、送り出し や犯罪によって強制される移動も く移動の傍ら、紛争、 動をする。 プル要因が相俟って人々は国際移 国と受け入れ国のプッシュ要因と に影響されない国はない。経済的 バル規模でおこっている人の移動 国へ移住している。いまやグロー 八が出生地国や国籍国を離れて他 世界においておよそ三億 自発的な意志にもとづ 災害、

ることになる。

れ別の国家の領土に物理的に入る

タイ領海に入る。国境を越えると る。青い海のどこかで国境を越え、

いうことは、

ある国家の領土を離

の主要な入国ルートのひとつであ 路、ミャンマーからタイへの移民 タウンとタイ領ラノンを結ぶ航

国側のチェックポイントを通過す

海上の小島にあるミャンマー

わ れるが、 越境するモノ・カネ・ヒトと言 ヒトが越える国境は

ミャンマー・タイ政府間の取り決 ンマー人のステータスは様々だ。

見えない法制度の境界線を越え えない国境線を越えると同時に、

小稿では、

ミャンマーから

ことを意味する。

人々は海上で見

から別の国家の法的管轄域に入る

ある国家の法的管轄域

労者のラベルが貼りつけられる。 よって合法/不法入国・滞在・就 度の下で人はカテゴライズされ、 や非難を逃れている。 題とされ、互いに他国からの干渉 権利にかんする法律は国内法の問 権の名のもとに、いかなる者に入 る自由は記されていない。国家主 明記されているが、他国へ入国す ナショナルな存在だからである。 がグローバルである一方、ヒトは もっとも障壁が高い。 入国管理法というフィルターに 国管理法や入国した移民の地位や 国の排他的権利とされている。 国・滞在・就労を認めるかは、 |界人権宣言では出国する自由は 経済的困窮や軍事政権による少 各国の法制 モノとカネ

> そして労働許可 タイ船籍の なかにはタイ 的週

らを労働力として必要とするタイ 管理法上は非合法のまま労働許可 る隣国からの移民労働者に、入国 就労でありながら既に就労してい タイの法制度は、不法入国・滞在・ の社会経済。現状に追いつけない 増加する隣国からの入国者、

マーからタイへ越境してくる人々 数民族への抑圧ゆえに、ミャン

が絶えない。タイへ入国するミャ

りをして上陸する者もいる。正規 のを待つ者もいれば、荷役人のふ 陸する。船底に隠れて日が暮れる 者が、正規の入国ポイント以外か 船に雇われ漁をする船員は、 法滞在者・不法就労者として生き の法制度下において不法入国・不 を持たずに就労する者は、タイ国 期限を過ぎた者、 国自体は合法であったが滞在許可 のルートを通過しなかった者、入 り小なりの私設の船着場からも上 する。ラノンでは海岸にある大な る国境を文字通り山川越えて越境 ら、両国間の二〇〇〇キロにわた れる入国者数をはるかに凌ぐ数の ミャンマー政府から発行されるタ での労働許可証をもつ者だけに 間だけの上陸を認められる一時 めにもとづく国境通過許 いる。しかし入国管理局に把握さ イでのみ通用する旅券を持つ者も 許可証で入国する。

田

美 和

の境界線で綱渡りを強いられる。を生み出してきた。国境を越えてを生み出してきた。国境を越えてを与え、「半合法的」移民労働者

### ■「難民は移民労働者ではない」

彼らを条約上の難民としてではな は難民条約に加盟していないので 難民キャンプに住んでいる。タイ からの難民約一五万人がミャン 民族への抑圧ゆえに、ミャンマー ミャンマーの軍事政権による少数 みなされ疎んじられている。一方、 見に加え、感染症や犯罪の要因と も拘わらず、 経済の底辺を支える存在であるに 把握されていない者を合わせて一 は、労働許可所持者および公式に している。 マーとタイの国境沿いの九カ所の ○○万人ともいわれ、いまやタイ ミャンマーからの移民労働者数 避難民としてキャンプを提供 歴史観にもとづく偏

意見や特定の社会集団に属するこせん」―これはタイのあるNGOせん」―これはタイのあるNGOがタイ社会にミャンマー難民を理がタイ社会にミャンマー難民を理がタイ社会にミャンマー大移民労働者と違くるミャンマー人移民労働者ではありまず、難民は移民労働者ではありま

とを理由に、自国にいると迫害をとを理由に、、自国にいるとめに他要ける十分な恐れがあるために他理解と支援と共生が必要だという。移民労働者から難民を差別化しなければ、タイ人からの理解やしなければ、タイ人からを選とが多いがあるとめに他

ではその不等式は成り立たない 複はないはずである。 ではない」―確かに法制度上は重 合っている。「難民は移民労働者 労働者を送り出す要因は重なり ろう。難民を生み出す要因と移民 るが、それができないミャンマー 籍の証明を受けることを課してい 民労働者に自国政府から自らの国 ラオスおよびミャンマーからの移 は、 いている者もいる。昨今タイ政府 与えてきた労働許可を取得して働 タイ政府が移民労働者に暫定的に であったがキャンプ外へ脱出し、 る者もいる。難民キャンプ居住者 れうる者でも、キャンプ外で生き ら逃れてきた者には難民と認定さ ることもできない。ミャンマーか も就労することもキャンプ外へ出 ば 人の中には潜在的難民がいるであ ひとたび難民キャンプに入れ 難民として保護は受けられて 労働許可をもつカンボジア、 しかし現実

#### れる側の論理、選別さ

る。 なければその埒外である。 隷状態におかれるのであればそれ 過酷な労働を強いられ、 る保護や支援を受けることができ り、その被害者は同法に規定され たりすることは人身取引罪であ を使い他人を移送したり受け取っ 定義する。タイの反人身取引法で 定め、人身取引という犯罪行為を 法であれば、その法の適用範囲を 域の確定から始まる。 ムを受けることになる。認定され と認定され、規定の支援プログラ は搾取に相当し、人身取引被害者 由を制限されるなど強制労働や奴 ローカーに騙され、 は、搾取の目的で詐欺などの手段 法制度はその適用対象とする 例えば、いい仕事があるとブ 到達した先で 反人身取引 移動の自

判断がはたらいていることも否め利断がはたらいていることも否めをこれる間の論理と認定される側の論理が関める。被害者の記定はもちろん反は則って、警察官やソーシャルに則って、警察官やソーシャルに則って、警察官やソーシャルは一方十が質問し判断するが、被明か聞き出せるかは容易ではない。今後の立件、起訴を考えればかい。今後の立件、起訴を考えれば別の論理が過い。今後の立件、起訴を考えれる側の論理があることも否め

国家に認めらなければならないの された労働者の中にも人身取引被 者が存在する。 期間のあまりの長さと不自由さに 護され自国に送還されるよりも、 こそ、移民の労働者としての権 引は最悪の形態の移民であるから れない移民労働者なのか。人身取 とも助けを求めない、いや求めら だ。人身取引被害者なのか、それ 自分で決められない。他者である 者がいる。人は自分の法的地位を 害者と認定された者とそうでな じ工場における労働搾取から救出 かれていた状況に大差はない。同 定された者とされなかった者がお 象とする。しかし被害者として認 害者と認定した者だけを保護の対 るべきところを認定されない被害 本来ならば被害者として認定され やんでいると聞いたこともある。 被害者として認定されたことを悔 容されたミャンマー人がその収容 就労を続けることを望む者もい タイに残り過酷な状況にあっても 被害者と認定されシェルターに保 そして認定されたくない被害 被害者としてシェルターに収 認定される側からすれ 反人身取引法は被

轄領域の異なる縦割りの法制度引問題は扱われるべきあるが、保護という観点をふまえて人身

側の論理が噛み合わない。ために、選別する側と選別される

### 移民が移民でなくなるとき

人為的につくられた法制度に 人為的につくられた法制度に れる。その究極のカテゴライゼー れる。その究極のカテゴライゼー れる。その究極のカテゴライゼー いずれの国がいかなる状況におい て国籍付与という義務を負うかに て国籍付与という義務を負うかに であるが、現在の国際法では、 がらである。人がナショナルな存 からである。人がナショナルな存 がらであるゆえに越境の壁は高いと がらであるゆえに越境の壁は高いと

帰国後は真っ先に入院中のタイ国 ど、気持ちはタイ人です。」と語り、 成績を修めて帰国、タイ国民から 国は認めないとした。NGOや有 を許可せず、一度出国したら再入 が、タイ内務省は無国籍者の出国 日本での大会に出場予定であった 国籍者であった。タイ代表として の両親のもとにタイで生まれた無 少年は、ミャンマー人移民労働者 チェンマイの公立小学校四年生の 大歓迎を受けた。「国籍はないけ 特例措置として渡航許可書が発行 力者からの後押しもあり、終には 全タイ紙飛行機大会で優勝した 少年は日本での大会でも好

> 主へのお見舞いの記帳に訪れた。 当初渡航許可を拒んだ内務大臣の 当初渡航許可を拒んだ内務大臣の 受どもは、模範的タイ人の子どもで も以上に模範的タイ人の子どもで あるべく教育されていた。紙飛行 あるべく教育されていた。紙飛行 あるべく教育されていた。紙飛行 あるべく教育されていた。紙飛行 あるべく教育されていた。紙飛行

は校長の判断によるという。 子どもを実際に受け入れるか否か い場合が多い。また移民労働者の 理由から子どもを通学させられな 働者は、経済的、社会的、 けられる。しかし現実には移民労 ず、タイの公立小学校で教育を受 子どもはその法的地位に拘わら いう政策により、タイ国内にいる 0) Oの無国籍の子どもたちがおり、 省 この少年の背後には、タイ内務 数は増え続けている。タイ政府 の見積もりだけでも約五〇万人 「すべての子どもに教育を」と 、物理的 そ

> タイ文化と伝統、基本的なタイ法 を必修教科とすることである。子 性を重んじること、タイ国家と国 性を重んじること、タイ国家と国 王に対する忠誠、感謝を示すこと を教えられる。しかしこの認可制 にしても、学習センター修了者は にしても、学習センター修了者は ないので、さらなる進学の道は ない。

### 究の彼方に)地域研究としての法制度研

視座を求める。

法制度研究の垣根を越えなければ特定の法領域に縦割りされてきた第一に、移民という研究課題は、

連携、包括的アプローチを国内法 見えない、漏れてしまう問題を解 族をもつ人間であり、その人を包 ゼーションだけではおさまらな 決しうる、複数の法分野の有機的 しまう。法別アプローチからでは 者は各条約の定義の隙間に落ちて あっても除外しているため、ある 正規ないし非正規の移民労働者で から難民と無国籍者を、その人が 九九〇年条約」は、その保護対象 その家族の権利保護にかんする一 例えば、「すべての移民労働者と きる人である。 在者・労働者であり、 実態をもっている。 の入国管理法におけるカテゴライ 扱えない問題である。移民は各 しなければならない。 においても国際法においても模索 (もしくは半合法) の入国者・ 人身取引被害者であり、そして家 (もしくは排除する) 社会に生 国際法においても 合法/非合法 難民であり、

化的相互関係によって形成されるが、その国別研究のうえにおこるが、その国別研究のうえにおこるが、その国別研究のうえにおこと較研究にとって、移民という研比較研究にとって、移民という研比較研究にとって、移民という研比較研究にとって、移民という研究課題は新たな挑戦となる。人の知識が表面の経済社会政治ので、

究 ナミズムが示している。 こっているか、 さらに相互作用によって何が起 の調査から見えるタイそしてミャ ろうか。ミャンマー人移民労働者 表れているといえるのではないだ 者に対する搾取という最悪の形に の二国間の政治経済社会文化の相 相違点、共通点を分析するに加え、 ンマーがある。二国間を比較し、 互作用が、ミャンマー人移民労働 る。ミャンマーからタイへの流 ローチの必要性を移民というダイ 人口でいえば、ミャンマーとタイ 特定の学問領域を超えたアプ 国別研究、比較研

ミズムに法制度がおいついていな をせまられている。移民のダイナ たら国民国家という枠組みの変容 成員の定義、 来の国民国家の概念におさまらな 仕切られた世界は、移民という旧 た。しかし、 国の国家の存在を所与としてき 法の研究は、 保されるフォーマルな制度である 家を前提とする国内法と国際法と い人々の存在によって、 いう領域を融解するものかもしれ い。このダイナミズムは、国民国 国家によって執行を担 さらには、 国境という境界線に 研究対象である特定 もしかし 国家の構

グローバル化の進行によって世

らも、 によってその意味は異なる。 の定義をとっても、各国法の言語 を有する。 法律用語はその言語における意味 として普遍的な概念を共有しなが 化が反映されたものであり、 ひとつとして同じものはない。 それが適用されるコンテクストは 規則やルールは普遍的であっても 界の均質化が進んでいるが、制 の国の法律はその国の公用言語文 その国の言語で表現される たとえば「移民労働者 法学 そ

がローバル化した現代における 移民にかんする法制度研究は、現 地主義に立脚しながらも、現地自 地主義に立脚しながらも、現地自 地主義に立脚しながらも、現地自 地の枠組み、国家という枠組み、 国際法/国内法という二分法の枠 組みを脱構築、再構築する挑戦で 組みを脱構築、再構築する挑戦で

#### としての倫理、人間研究者としての倫理、人間

座っている。しかも法の衣を被っ が行われ、 いた。人身取引罪という犯罪行為 う釈放金が借金として加算されて その度に当局に店のおかみが支払 だった。不法滞在で再三捕まり な性的搾取をされている被害者 反人身取引法に定義される典型的 ンで出会った一〇代の女の子は 仕事はないかと思う。」――ラノ 仕事はやりたくないがタイにしか 金まで稼いでから帰りたい。この て体の悪い兄の手術代や家の購入 るが、それならこの先もここにい 借金を返せて帰れると言われて 店のおかみに言われた。 借金が九○○○バーツあると 目の前にその被害者が 四カ月で

だけで重大な人権問題であると分 とりの人権が侵害されれば、 ければ強制退去されるだけだ。 ことが望ましいのか。 者としてシェルターに収容される たして彼女にとって人身取引被害 は研究者の倫理義務に反する。 報提供者の身の安全を損ねること 部の人間との接触が発覚したため 定できる情報を他者に提供してい 罪行為を告発すべきか。個人が特 究者の私はどうすべきなのか。犯 た制度的搾取をも受けている。 に却って危険に晒しかねない。 いのか。彼女を救うどころか、 認定されな 、それ 情 外 研 は

> の支配の普遍的価値を信じて、 そもそも何のために彼女の話を聞 制度研究を続けていく。 る。それでも、 力感を今も引きずったままであ らの存在さえも否定しかねない無 いたのか。 のひとつとして扱っていいのか。 者として得た情報を単にサンプル とではないと自己弁解する。 ても研究者ひとりの手に負えるこ 会の構造的な問題であるから、 かっている。 法制度研究者として自 しかしこれはこの社 自由を保障する法

ループ) 開発研究センター法・制度研究グ(やまだ みわ/アジア経済研究所

#### 《参考文献》

"International Migration Law: Developing Paradigms and Key Challenges" eds. R. Cholewinski et al., T.M.C. Asser Press, 2007.
"Stateless, Human Rights and Gender: Irregular Migrant Workers from Burma to Thailand" Tang Lay Lee, Martinus Nijihoff Publishers, 2005.

拙稿海外研究員レポート http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Overseas\_report/index.html